

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業
「西海市社協さいかいケアプランセンター」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、「本事業」という。）は、要介護者等からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成し、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 西海市社協さいかいケアプランセンター

(2) 所在地 長崎県西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 西海市社協さいかいケアプランセンター（以下、「本事業所」という。）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の職員の管理、本事業所の利用の申込に係る調整業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。

(2) 介護支援専門員 5 名（常勤 5 名、うち 1 名は管理者を兼務）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成し、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（本事業の提供方法及び内容）

第6条 利用者の相談を受ける場所は、本会等の相談室又は利用者宅等とする。

2 居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。なお、使用する課題分析票の種類は日本社会福祉士会方式または M D S - H C 方式あるいは課題分析標準項目を網羅した当法人独自の方式等要介護者等に最も適した手法を用いるものとする。

(2) 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等、便宜の提供を行う。

(3) 介護支援専門員は、原則として毎月 1 回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(4) 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

（指定居宅介護支援の利用契約）

第7条 本会は、指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して居宅介護支援契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と支援契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、支援契約の締結は支援の開始後でも差し支えないものとする。

（本事業の利用料その他の費用の額）

第8条 本事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準による「介護報酬の告示上の額」とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、西海市全域とする。

（緊急時等の対応）

第10条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や消防署等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第11条 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を十分に配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）年1回以上の定期研修

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守らなければならない。

3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年3月30日に改正し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年8月30日に改正し、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年10月3日に改正し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は平成19年3月28日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年3月27日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年5月27日に改正し、平成21年4月1日から適用する。